

昭和五十三年四月十四日受領
答 弁 第 二 〇 号

(質問の 二〇)

内閣衆質八四第二〇号

昭和五十三年四月十四日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域

住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

新東京国際空港公団（以下「公団」という。）は、昭和五十三年一月二十日に千葉市内における新ルートを含む航空燃料パイプライン計画案を公表し、以来、関係地域住民等の理解と協力を得るため説明会の開催等を行っているところであるが、御質問に係る会合は、千葉地方裁判所に係属中であるパイプライン工事差止請求事件の原告等に対し、新ルートに係る計画案を説明し、その理解を得るために行われたものであり、公団の関係職員が出席したと聞いている。

また、公団は、同年三月三十一日に使用期間が満了する航空燃料パイプラインの千葉市内における既設部分の土地について当該部分を撤去するまでの間引き続き使用許可を受ける必要が

あると考え、同年二月二十七日に当該使用許可の更新の申請を行ったと聞いている。

御質問に係る会合において、当該申請に関し公団職員の説明に不適當な点があつたが、意図してのものではなかつたと聞いている。

六及び七について

石油パイプラインの設置に当たつては、その必要性と安全性について関係地域住民等の理解を得ることが肝要であり、政府としては、公団が関係地域住民等の理解と協力を得られるよう努めることについて今後とも公団を十分指導していく方針である。

右答弁する。